

岩国市都市計画マスタープラン改定版（案）に対するパブリックコメントについて

令和7年12月12日から令和8年1月13日まで、市民の皆様から御意見（パブリックコメント）を募集した結果、次のとおり提出がありました。

- ・提出者数 5人
- ・意見の総数 44件

提出された御意見と、その御意見に対する市の考え方をまとめましたので、次のとおり公表します。

番号	該当頁	御意見	市の考え方
1	—	<ul style="list-style-type: none"> ・このパブリックコメントに関して、幾つかの疑問があるので、まずそれについて触れたい。 ・この岩国市都市計画マスタープランが20年先の2045（令和27）年を目標年次としていることから、これから20年後の社会をどのように捉えるかによって構想や計画は変わってくる。164ページの「4. 都市計画マスタープランの管理と継続的な改善」において「都市計画マスタープランは、長期的な方針であることから、法制度の改正、人口・産業動向等による社会経済情勢の変化及び市民の意向等を踏まえ」という記述はあるが、十分に社会の将来動向を踏まえているとは言えない。例えば、以下のような将来動向を考慮すべきである。 ・最も基本的な計画指標である人口については、外国人就労者やその家族の受入れ政策の導入によって居住者の様相が大きく変わってくるであろう。 ・経済面では、2050（令和32）年のカーボン・ニュートラルに向けて、排出権取引、Jクレジットも大きな市場となり、森林面積の多い地域では森林の二酸化炭素吸収力の維持・強化や地域収支の改善に向け、林野で働く人も増えるであろう。 ・また、技術革新面では、無人運転鉄道やバスに加えて空飛ぶ車が出現し、移動・輸送サービスも様変わりするであろう。 ・そこで、これから20年後の都市づくりにあたって、政府、及び民間の未来予測データを整理、分析し、これからの市民、市民生活及び都市活動がどのようになるかを想定しておくことが求められる。 ・この都市計画マスタープランを策定するにあたって、市民、市民生活及び都市活動の様相を過去から現在までの趨勢上に未来を展望することは、様々な構造的な変化が起きる時代にあっては大変危険であるからである。 	<p>いただいた御意見は、本計画に活かすべき貴重な御意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

番号	該当頁	御意見	市の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> 未来予測に関して適切な資料を見出せないなら、市はそれぞれの分野の専門家を対象にしたデルファイ調査を実施することを進言したい。 	
2	—	<ul style="list-style-type: none"> この計画の目標年次は、2045（令和 27）年であるが、幾つかの項目で目標年次があたかも 2050（令和 32）年としているような記述が散見される。その修正は、必要ではないか。 	御指摘を踏まえ、文章を修正します。
3	—	<ul style="list-style-type: none"> 岩国市の市民アンケート調査の際の標本収集に疑問がある。市町村合併により、旧町村部は人口が小さいため、人口に比例して標本を収集されると、旧町村部の人々の意見は行政には届かない。市全体の分析には、人口に比例した標本収集でよいが、旧町村部の意見を捉えるにはそれぞれ地域ごとに少なくとも 400 程度の標本を確保してほしい。 「第 4 章地域づくりの方針」の「2. 地域別構想」において、「市民アンケート重要度・満足度」の図があるが、その回答者数は明示されていないので表示すべきである。ここでは、6 地域別に構想を策定しているが、そこに市民の意見を反映させようとするなら、それぞれの地域から 400 程度の回答者を確保していないと、データの信頼性が問われる。確りとした調査を実施してもらいたい。 	<p>市民アンケートの調査対象者は、地域別の人口差を考慮し、地域の最低配布数を 100 人とし、無作為抽出を行い実施いたしました。</p> <p>御指摘を踏まえ、P171 の市民アンケート調査結果の概要の 1. 実施概要の文章を修正します。</p> <p>重要度・満足度の回答者数については、「重要度」と「満足度」で回答者数が異なります。また、満足度については、各設問の無回答を除く回答者数を母数としているため、設問毎に回答者数が異なります。そのため、散布図中に n 値（回答者数）は記載していません。</p> <p>地域ごとに 400 程度の標本が必要であるとの御提言に関しましては、貴重な御意見として今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
4	P10	<p>第 1 章 岩国市の現状と都市づくりの課題 1. 岩国市の概況（2）人口・年齢別人口構成</p> <p>（2）人口・年齢別人口構成・「国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の人口推計によると、2050（令和 32）年は、市全域で減少し、2020（令和 2）年よりも 35.7% 減少すると推計されています。」とあるが、このデータを使用することが適切かといえば、否ということになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一つ目の疑問。何故、2050（令和 32）年の人口推計値について言及しているのか。目標年次及び中間年次をそれぞれ 2045（令和 27）年、2035（令和 17）年に設定しているのだから、これらの年次の人口推計値について言及すべきである。 二つ目の疑問。政府の外国人就労者の受入れ政策がさらに大きく変わろうとしている時に、過去の自然動態、社会動態のトレンド推計手法を用いた社人研の将来推計人口を使用することは適切ではない。 1 月 4 日の中国新聞によると、共同通信が 2025（令和 7）年住民基本台帳人口を分析した結果、我が国全体で 20 代人口の 9.5% が外国人であることが判明し、山口県の 20 代人口の外国人比率は 7.8% であった。 岩国市の人口減少は、少子化（出生人口の減少）や 10 代後半・20 代前半 	<p>一つ目の疑問につきましては、御指摘を踏まえ、文章を修正します。</p> <p>二つ目の疑問につきましては、今後の将来人口推計値の算出の参考にさせていただきます。</p>

番号	該当頁	御意見	市の考え方
		<p>の大学等入学や就職等による転出超過に起因するものであるが、今後さらに 20 代の外国人の転入者が増え、かれらの自国にいる家族や結婚相手呼び寄せることになれば、出生人口や転入人口の増加が見込まれる。したがって、当該都市計画マスタープランにおいて最も基本的で重要な指標である人口に関する将来データの推計の見直しが必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上の動向や外国人就労者の受入れ政策の変化を踏まえた、新たな人口推計、具体的には男女年齢階層別人口、類型別世帯数の予測をすることが求められる。 	
5	P12 P38-P40	<p>(3) 産業</p> <p>「本市における就業人口は、1995(平成7)年の 74,032 人をピークに減少が続き、2020(令和2)年には 57,722 人となっています。産業別の構成比では第1次産業が 3.1%、第2次産業が 26.0%、第3次産業が 68.2%、その他分類不能な産業が 2.8%となっています」</p> <p>3. 市民の意向(3)地域別ワークショップ(P38~40 表)</p> <p>ワークショップにおける働く場についての意見は、下記の通りとなっております。各地域とも企業誘致、若い人の働き場をつくること等を求めています。(各地域の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①麻里布・川下地域…良い企業誘致。東京本社とのブランチャ化。スタートアップ企業強化 ②西岩国地域…岩国に若者の働く場をつくる。岩国で農業を生業にする人を増やす ③南岩国地域…働く場をつくる(若者が帰ってくるように) ④南部地域…5G を活用し新産業を興す。生活産業を興す ⑤由宇地域…企業誘致 ⑥周東・玖珂地域…周東テクノポートを拡大し IT 産業を誘致して若者の働き場の確保。 <p>若い人が仕事を確保できるような対策。年をとっても働ける場</p> <p>(上記について意見)</p> <p>岩国市就業者の産業別構成比は、第1次産業が 3.1%、第2次産業が 26.0%となっており、合わせて 29.1%(約3割弱)となっており非常に低い値と考えられます。</p> <p>また、各地域のワークショップの意見は、企業誘致や若い人の働き場づくりを求めています。</p> <p>よって当市の人口減少対策は、1次・2次産業の仕事づくりが重要と考えら</p>	<p>御指摘のとおり、本市就業者の産業別の構成比では、第1次産業及び第2次産業が低く、年々減少傾向にあります。また、地域別ワークショップや市民アンケート等においても、働く場を求める声や積極的な企業誘致を望む声が多いことから、「第3章都市づくりの方針(全体構想)」の『7. 地域特性を活かした「交流とにぎわいのあるまち」の実現に向けて』の(2)地域産業の継続において、各種取組を記載し、地域産業の振興を図ることとしております。</p> <p>貴重な御意見ありがとうございました。</p>

番号	該当頁	御意見	市の考え方
		<p>れます。 このため企業誘致、起業誘発、地元企業振興支援、スマート農業導入、ハイテク化技術支援、岩国ブランド品開発等幅広く仕事づくりについて計画・推進が必要と考えます。</p>	
6	P13	<p>(4) 土地利用 ・「■土地利用状況図」の錦川等の河川地及び湖沼が分かりづらい。凡例の色を変えて、鮮明にしてほしい。</p>	御指摘を踏まえ、図面を修正します。
7	P16	<p>2. 都市計画区域の概況 (3) 『岩国市立地適正化計画』誘導区域 (3) 『岩国市立地適正化計画』誘導区域・都市機能の福祉センターや科学センターが中心市街地から黒磯地区(国立病院跡地)に移転させる施策は、間違った政治判断であり、以下の立地適正化計画の目的に反していることは明らかである。</p> <p>・「岩国市立地適正化計画とは都市再生法に定められている「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」のことで、一定の人口密度に支えられた居住や医療、福祉、商業、公共交通等の多様な都市機能がまとまって立地するよう、既存の都市機能の維持や緩やかな立地の誘導を行うとともに、公共交通と連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク*」のまちづくり(用語を「都市づくり」とする方がよいか。要検討。)を推進することを目的とする計画です。」</p> <p>・にぎわい居住区域(居住誘導区域)であり、都市機能誘導区域として指定されている黒磯地区の該当エリアは、住宅用の土地がないことから将来も居住人口がゼロで、下水道整備計画もないエリアであることから、にぎわい居住区域には指定できないはずであり、したがって都市機能誘導区域にも指定できない。また、該当エリアは、既に整備される施設で用地が埋まっており、今後の都市機能等の誘導はあり得ない。にも関わらず、このエリアを都市機能誘導区域としていることに矛盾を感じる。</p> <p>・このようなことでは、岩国市は都市づくりに思想がないということになる。都市づくりの「思想」とは、前山口県知事・山本繁太郎氏の指導者、元東大教授の村上泰亮先生の言葉を借りれば、「市が描く望ましい将来都市像の実現に向けてできるだけ広く筋の通ったものにする努力のこと」である。英語で言えば、「全体としての一貫性」を示すインテグリティ=integrityということになる。(村上泰亮「反古典の政治経済学」)</p> <p>・今後は、このような岩国市の成長や発展を阻害するような施策に歯止め</p>	<p>『岩国市立地適正化計画』については、国土交通省の「立地適正化計画の手引き」に基づき、学識者等の意見を踏まえ、令和2年3月に策定し、黒磯地区の一部(いこいと学びの交流テラス)地域につきましては、福祉・交流拠点として、都市機能誘導区域を指定しております。</p> <p>なお、福祉センター、科学センターの移転については、岩国医療センター跡地活用検討事業において、まちづくりの基本的な方針や土地利用計画等の検討を行った後、福祉・まちづくり構想を策定し、黒磯地区に整備することとしましたので、御理解のほどよろしくお願いいたします。</p>

番号	該当頁	御意見	市の考え方
		をかけるような仕組みを導入する必要がある。	
8	P18	<p>(4) 人口密度 ①人口密度</p> <p>①人口密度</p> <p>・「■2020（令和2）年人口密度（都市計画区域）」は、国勢調査の数値であるので、出典から社人研「日本の地域別将来推計人口（2023（令和5）年推計）」を削除すべきである。また、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）」は、あくまでも予測ツールであり、データを提供する資料ではないので、出典から外すべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、社人研「日本の地域別将来推計人口（2023（令和5）年推計）」は削除します。</p> <p>予測ツールは、人口を100mのメッシュに配分するのに必要なツールであり、2020（令和2）年の人口密度の図面作成においても利用しております。また、国土交通省国土技術政策総合研究所の利用規約に則り、当該ツールを用いた計算結果を加工していることを記載することとなっておりますので、原案のままとします。</p>
9	P29	<p>②洪水浸水想定区域 ■洪水浸水想定区域の指定状況</p> <p>・「2.0m 以上 5.0m 未満」の図中の色と凡例の色が異なる。同じ色にすべきである。</p>	御指摘を踏まえ、図面を修正します。
10	P32	<p>3. 市民の意向 ①生活満足度</p> <p>・市民アンケート調査において、どのような質問の仕方をしたか、またその回答結果をどのように処理し表示したかを説明すべきである。</p> <p>・以上のような説明なしに集計結果（33 ページの図）について記述するのは大変不適切である。</p>	御指摘を踏まえ、参考資料（P171）の1.実施概要の後に、2.アンケート票を追加し、P33の表中に算出方法の説明を追加しました。
11	P34	<p>②今後のまちづくりで特に大事なこと（3つまで回答）</p> <p>・「②今後のまちづくりで特に大事なこと」については、22の個別項目から大事だと思うものを3つまで選択できる設問形式になっており、その集計結果の多少を評価する記述となっている。また、後述の「■市民アンケート重要度・満足度」においては、各項目の数値（集計結果）が重要度の指標として使用されている。</p> <p>・22の個別項目から3つまでを選択する設問形式の集計結果の数値と、生活満足度のようにそれぞれの項目について5段階評価をする場合の数値（集計結果）は必ずしも各項目間の相対的な位置付けが同じようになることは保証されていない。</p> <p>・また、特に大事なこと、重要度の最も高い項目の値が40%にも達しないような結果となるような設問の仕方では誤解を招き、適切ではない。</p> <p>・各項目について、「重要度・満足度」の結果をもとに、今後の施策の優先順位を検討するには、同じような設問形式を採用すべきである。すなわち、</p>	いただいた御意見は、今後行うアンケート調査の参考とさせていただきます。

番号	該当頁	御意見	市の考え方
		各項目について、「1 重要、2 やや重要、3 わからない、4 あまり重要でない、5 重要でない」の5段階から選択、評価するようにすべきである。	
12	P49	<p>第2章 都市づくりの目標 3. 目標人口</p> <p>・近年の若年外国人就労者の増加、また政府の外国人就労者受入れ政策の緩和に伴う外国人就労者とその家族の定着も考慮して目標人口を設定すべきである。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の将来人口推計値の算出の参考にさせていただきます。</p>
13	P49 P152	<p>推計値②から④では、・・・・・・推進することにより、推計値①を上回るよう努めるとしています。</p> <p>『都市計画マスタープラン』・・・・・・9万人を上回ることとします。</p> <p>意見・・・・推計値①を④に、9万人を（せめて）10万人に 理由・・・・都市計画マスタープランの将来像 『豊かな自然・・・・交流とにぎわいのあるまちいわくに』 推計値の数字を目標にするのであれば、「とくに何もしません。成り行きに任せます。」としか読み取ることができません。</p> <p>この後の地域づくり方針で、期待が持てるような記述もいくつかありますが、岩国の街を維持していくには人口減少が緊急課題となっている中で、具体的に減少対策をどうするのかを明確にしないと、地域づくりの方針は絵に描いた餅になります。</p> <p>玖珂・周東の地域づくりの方針①土地利用・市街地整備</p> <p>駅前では、風情のある街並みを生かした魅力ある商業地の形成を図り、地域のにぎわいの創出を図るとありますが、人口減少で、商業地の形成やにぎわいの創出は不可能です。</p> <p>農地の保全による・・・・活力維持を図ります。とありますが、現状のままでは、あと4～5年で、団塊の世代が離農しますので、農地は維持できず、地域そのものも崩壊する可能性があります。</p> <p>玖珂・周東の人口は2050年で13000人です。スーパーや病院、有料老人ホーム、税理士事務所や行政書士事務所もなくなります。</p>	<p>目標人口の設定にあたっては、本計画の上位計画である『第3次岩国市総合計画』を踏まえて記載しておりますので、原案どおりとします。</p> <p>また、御指摘をいただいた地域づくりの方針における人口減少対策については、担当部署に情報提供を行い、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
14	P50	<p>4. 都市づくりの目標 目指す都市の姿</p> <p>・次のように、修正したい。</p> <p>①将来を見据えた持続可能な都市経営の実現に<u>向けた</u>を<u>目指す</u>まち</p> <p>②ヒト・モノ・カネ・コトが集まるにぎわいのある拠点を活かしたまち 注)カネとは家計の消費や企業の投資、コトとは文化、スポーツ等及びそれ</p>	<p>①については、御指摘を踏まえ、文章を修正します。</p> <p>②については、御指摘を踏まえ、文章を修正します。</p> <p>なお、「コト（文化・スポーツ等を含めた関連イベント）」については、</p>

番号	該当頁	御意見	市の考え方
		<p>らの関連イベントを指す。</p> <p>③恵まれた<u>域内・広域間</u>交通環境を活かした魅力あるまち</p>	<p>「ヒト・モノ・カネ」に含まれていることから、「ヒト・モノ・カネが集まるにぎわいのある拠点を活かしたまち」として文章を修正します。</p> <p>③については、市内外の交通環境や陸・海・空の交通手段を含めた記載を行っていることから、原案のままとします。</p>
15	P54	<p>■都市づくりの基本方針の体系図 社会情勢・時代の潮流</p> <p>・「脱炭素社会の実現に向けた機運の高まり」では表現が弱い。岩国市は、国の政策に合わせ、2050（令和 32）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」を行っていることから、「脱炭素社会の実現に向けた施策・事業の加速化」というような表現にすべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、文章を修正します。</p>
16	P84	<p>第3章 都市づくりの方針（全体構想） 3. 都市施設整備の方針 （3） 汚水処理施設及び河川整備の方針 ①汚水処理施設整備の方針</p> <p>・岩国市の公共下水道の整備は、全国的に見ても、県内の他市と比較しても圧倒的に整備が遅れている。そのため、浄化槽を設置している世帯が多数に上る。そのようなことから、現在下水道整備が進められている岩国一丁目では浄化槽から下水道に切り替えるには多額の費用がかかるとして、下水道を利用しようとする世帯は1割程度と聞いている。</p> <p>・市は、何故、事前に住民の意向を確認しなかったのか。このことの結果は重大である。下水道事業は独立採算性を求められることから利用者の負担増に繋がること、また市の下水道事業に対する助成額が増加することになれば、市民の負担が増えるとともに、財政の健全性も危惧されることになる。</p> <p>・市の下水道事業の整備計画は、再検討が必要である。</p>	<p>御指摘のとおり、現時点において岩国一丁目の公共下水道を利用されている世帯は、供用開始後間もないこともあり、約1割程度となっています。一方で、直ちに公共下水道の利用が可能となる公共ますの設置は、全体の約5割程度であり、今後、時間の経過とともに公共下水道の利用が増加するものと認識しています。</p> <p>岩国地区の下水道整備については、令和元年10月23日付けで、岩国地区自治会連合会及び岩国西商工連盟の両会長の連名による「岩国城下町地区への公共下水道整備について」の要望を頂いており、本市としましては、この要望を地域全体の意向と受け止め、岩国地区の公共下水道の整備を進めているところです。</p> <p>下水道は、都市の健全な発展、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全といった生活環境の改善を図る上で、必要不可欠なインフラです。独立採算制を原則とする公営企業として、下水道事業に対する助成（基準外繰入金）に依存しない健全な経営を目指して、地域の皆様の御理解と御協力を得ながら、着実な普及促進に取り組んでまいります。</p> <p>岩国市の下水道の整備計画につきましては、汚水処理の上位計画である岩国市汚水処理施設整備構想に基づいて策定されています。本構想は、全市域を対象に、下水道・農業集落排水・浄化槽等を効率的かつ効果的に整備するため、地域の実情に即して各施設の特性や経済性等を総合的に勘案し、最適な整備手法を選定するための基本方針です。</p> <p>本構想については、令和4年4月に改訂されていますが、その改訂のた</p>

番号	該当頁	御意見	市の考え方
			<p>めに令和2～3年度にかけて開催した岩国市下水道事業検討委員会において、「公共下水道整備区域の見直し」について提言がされました。</p> <p>これを受け、一部地域の汚水処理を下水道から合併処理浄化槽に転換し、下水道事業の整備区域を縮小しております。</p> <p>現在は、この改定された構想に基づき事業を推進しておりますが、今後も進捗状況の検証を行い、人口動態の変化、財政状況、技術革新等の社会情勢の変化に応じて、必要な見直しを行ってまいります。</p>
17	P84	<p>(4) 公園・緑地整備の方針</p> <p>・「・歴史資源と一体となった吉香公園については、観光、交流、歴史・文化の伝承等、多様な場を有する空間として整備・活用を図ります。」とあるが、住民向けの健康遊具の設置は整備方針に反している。健康遊具のあるエリアの隣に、新たに「吉川広家公の銅像」が建立されたことにより、健康遊具設置のミスマッチ感が露わになっている。</p> <p>・吉香公園の東側の一角、白堀で囲まれたエリアは、横山地区の自治会館があり、また住民のための芝生のゲートボールコートがある。吉香公園の中のこのエリアは地域住民向けの活動に供する場所になっていることから、健康遊具を設置する場所としてはこのエリアになるはずである。市の元部長、現役の課長クラスの人、健康遊具の設置場所が不適切だと指摘していた。今後、「吉川広家公の銅像」のような観光、交流、歴史・文化の伝承等に係る施設の整備が必要になる場合のことを考えると、健康遊具は地域住民の活動エリアに移設すべきである。</p>	<p>吉香公園は、歴史、文化、観光の拠点であるとともに、市内外から訪れる来園者や地域住民が憩い、交流する総合公園としての役割を担っています。健康遊具につきましては、来園者が散策の合間に気軽に体を動かし、滞在しやすい環境を整えることを目的として設置したものであり、特定の利用者限定した施設ではなく、観光客を含め幅広い世代の方に御利用いただくことを想定しています。一方で、吉香公園は歴史的景観や文化資源と一体となった公園であることから、施設配置やゾーニングについては景観との調和に十分配慮する必要があると認識しています。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の施設配置や活用の参考とさせていただきます、より多くの来園者に親しまれる公園づくりに活かしてまいります。</p>
18	P89	<p>4. 自然的環境の保全・整備の方針 (2) 自然環境の保全と活用の方針 ① 山地・丘陵地の保全と活用</p> <p>・「・市街地周辺の山地・丘陵地については(中略)住民やボランティア団体等との連携による竹の伐採等の維持管理や、地域地区の指定・活用等により、維持・保全を図ります。」とあるが、横山地区の竹林をボランティアとして整備に携わっている者として、市行政がボランティアとどのような連携をしているのか聞きたい。何もしていないというのであれば、この際、具体的にどのような連携をしようとするのかを明らかにしてほしい。</p>	<p>御質問のボランティア活動との連携につきましては、必要な資機材の貸し出しを行うほか、いわくに市民活動支援センターを通じた活動支援、ふれあい補償制度(市民活動賠償補償制度)等により、市内におけるボランティア活動を支援しています。今後も、本方針に基づき、山地・丘陵地の維持・保全に向けた取組を進めてまいります。</p>
19	P89	<p>②河川空間の保全と活用</p> <p>・「河川空間については、周辺の山林もあわせた保全を図る」とあるが、チップを借りて錦川沿いの横山地区から北河内地区に年数回移動するが、錦川河川敷とその周辺の竹林の荒廃が酷い状態にある。台風や大雨により、多くの立竹・倒竹が流されるようなことになれば、錦帯橋の橋脚等に被害を与えることが危惧される。この問題の所管は、県岩国土木建築事務所かもしれ</p>	<p>御意見をいただきました、錦川河川敷周辺の竹林については、防災面や景観面等から適切な保全を行う必要があると考えておりますので、関係部署と対応を検討してまいります。</p>

番号	該当頁	御意見	市の考え方
		ないが、県市で連携して竹林の整備を進めてもらいたい。 ・「・本市を流れる錦川（中略）生物の生息・生育空間の充実や生態系ネットワークの構築に寄与するグリーンインフラ」の誤字修正。「を」⇒「の」	御指摘を踏まえ、文章を修正します。
20	P90	④農地の保全と活用 ・「・遊休農地については（中略）農作業体験等の都市・農山村交流の場として、維持・活用を図ります。」とあるが、どのような具体的な事業があるのか。 ・「・農地での再生可能エネルギー発電施設の設置については（中略）無秩序な設置の抑制を図ります。」とあるが、どのような法的手段が用意されているのか。	遊休農地の解消にあたっては、中山間地域等における農地保全を支援する「中山間地域等直接支払制度」の活用等による支援を行っており、今後も、遊休農地解消に向けた取組を進めてまいります。 農業用地を非農業用地に転用する場合は、農地法、農業振興地域の整備に関する法律その他の法令等に基づく手続きを経る必要があります。
21	P91	（３）市街地の緑化の方針 ・「・また、風致地区に指定されている城下町地区では、風致保全方針に基づき、城山等の山林について、保全を図ります。」の文章は、次のように修正してもらいたい。「（前略）城下町地区では、風致保全方針に基づき、第１種風致地区である城山等の山林の保全を図り、第２種風致地区である横山地区の歴史的な遺構や建造物等と、桜並木や社寺地の緑等豊かな自然が調和する市街地環境の保全を図ります。近年、桜の木については、老朽化した木やてんぐ巣病にかかった木が大変多くなっていることから、さくら名所１００選の地に恥じないように、計画的に後継樹を植栽し、育成していきます。」	御指摘を踏まえ、文章を修正します。
22	P95-96	５．景観形成の方針 （４）景観形成の推進に向けた取組 ・「市民が主体的に景観のルールづくりに取り組む」という表現があるが、景観計画の景観形成基準がルールとしてあるのではないのか。「市民が主体的に景観のルールづくりに取り組む」という場合のルールとはどのようなものを指しているのか。 ・横山重点地区の歴史散歩地区において、門が景観形成基準を満たさず、塀も設置せず、室外機を木製格子等により目隠しを施していない、住宅がある。市が、このような状況を放置しているようでは良好な景観を形成することはできない。市は、景観条例に罰則規定を設けるべきではないか。	いただいた御意見については、「岩国市都市計画提案制度に基づく地区計画におけるルールづくり」などを指しています。 罰則については、景観法に規定が設けられているため、岩国市景観条例には規定を設けておりませんが、引き続き、地区住民や関係事業者に対して景観形成基準の周知に努めてまいります。
23	P97-P98	６．都市防災の方針 （１）基本方針 ・「岩国断層帯の存在や、南海トラフ地震等の発生が懸念される」の文章であるが、「岩国断層帯の存在」「が懸念される」ということではなく、「岩国断層帯地震」「の発生が懸念される」ということになるのではないか。つま	御指摘を踏まえ、文章を修正します。

番号	該当頁	御意見	市の考え方
		<p>り、「岩国断層帯の存在」と対応するのは「南海トラフの存在」であり、「南海トラフ地震」と対応するのは「岩国断層帯地震」となるからである。したがって、修正文は、「岩国断層帯地震や南海トラフ地震等の発生が懸念される」ということになる。</p> <p>・「被災者への心身の健康対策の充実」を加えるべきである。2015（平成 27）年 4 月に発生した熊本地震では、死者 272 人の 80%近くが災害関連死であったからである。</p> <p>・災害による直接の被害ではなく、避難途中や避難後の災害関連死者（ストレスによる身体の異常、車中泊中の静脈血栓塞栓症、災害復旧作業中の過労などによる死者）の発生に対応した施策を準備しておくべきである。例えば、同じ地区や集落の人々の交流の場や機会を作ること、また避難場所の医療・防災交流拠点（愛宕山）に浴場となるような温水プールなどを利用できるようにしておくといよい。</p> <p>・この愛宕山の医療・防災交流拠点には、防災拠点としての司令塔的行政機能、ライフライン機能や災害関連死も含む人命保護の医療・健康増進機能等を維持するためには、次のような施策の導入が必要である。</p> <p>○電力会社の電力が途絶しても、電力と熱の供給が可能なマイクログリッドを活用した自立分散型地域エネルギーシステムを導入することである。</p> <p>○マイクログリッドとは、複数の分散型電源（例えば、燃料電池、太陽光発電等）、電力貯蔵装置（蓄電池、これには電気自動車の使用済みバッテリーも含む）、及び複数の負荷・需要家（一般家庭、医療・福祉施設、公共・商業施設等）から構成される特定地域におけるエネルギーシステムであり、送電系統（グリッド）から自立した分散型エネルギーシステムであるが、連結しているグリッドとは区分開閉器・受電設備の制御センターにより電力の融通（売買取引）ができる構造となっている。また、電力以外にも、燃料電池等で作成される熱を行政施設や医療・福祉施設等の給湯や冷暖房、温水プールの水温や冷暖房の調節に使用することになる。なお、熱導管は、都市計画法第 11 条の都市施設とされていないので、共同溝に収容できるようにする工夫が必要となる。</p> <p>・燃料電池の設置にあたっては、将来の水素社会の到来を見据え、水素ステーション（水素貯蔵供給施設）の設置を行うことが望まれる。</p>	<p>御指摘を踏まえ、文章を修正します。</p> <p>いただいた御意見につきましては、貴重な御提案と受け止め、今後の防災対策の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当頁	御意見	市の考え方
		<p>・温水プールにはサロンの機能を持たせ、被災者の健康増進に寄与するだけでなく、ストレスの解消に役立つようにする。</p>	
24	P103	<p>7. 地域特性を活かした「交流とにぎわいのまち」の実現に向けて ■都市づくりの目標と都市づくりの方針の体系図</p> <p>「農地や山林での生産基盤の整備と集落活力の向上」</p> <p>(上記について意見)</p> <p>錦帯橋が架かる錦川は、山代地域(美川町、本郷町、錦町、美和町)が源流となっており本都市計画対象範囲外となっていますが、岩国の治山治水に大きく影響しています。</p> <p>平成30年7月の豪雨で錦帯橋の橋脚満杯近くまでの増水を目撃し、洪水の恐ろしさを感じると共に、山代地域の山林、水田、ダムなどの保水のお陰があると感じられます。</p> <p>今後、錦帯橋の世界遺産登録を目指されると共に、錦川源流の山代地域の農地や山林の保全が重要と考えます。</p> <p>そこで錦帯橋保全のため、本計画「農地や山林での生産基盤の整備と集落活力向上」について他部(市民協働部)の計画(岩国市過疎地域持続的発展計画)と密接な協調が必要と考えます。このため農地や山林での生産基盤整備について「他部計画と密接に協調すること」を付記する必要があると考えます。</p>	<p>本計画に記載する取組等については、計画書P2に記載のとおり、他部署の関係計画との整合・連携を前提として、都市づくりの方針を定めておりますので、原案のままとします。貴重な御意見ありがとうございました。</p>
25	P110	<p>第4章 地域づくりの方針(地域別構想) 2. 地域別構想 (1) 麻里布・川下地域</p> <p>■2020年(令和2)年人口密度■2050(令和32)年人口密度・これらの図の2050年(令和32)のデータ及び作図は、「※国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3(R2国調対応版)」を用いた計算結果を加工して作成」をしているなら、出典の後にその旨を記述すべきである。他地域の「■2050(令和32)年人口密度」図にも、出典の後にその旨を記述すべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、文章を修正します。</p>
26	P110	<p>■市民アンケート重要度・満足度</p> <p>・【麻里布・川下地域】のアンケート回答者数(n)を示し、また図中における各項目の重要度の比率、及び満足度の得点の算出方法を示すべきである。もちろん、他地域の「■市民アンケート重要度・満足度」図にも記述すべきである。</p>	<p>重要度・満足度の回答者数については、「重要度」と「満足度」で回答者数が異なります。また、満足度については、各設問の無回答を除く回答者数を母数としているため、設問毎に回答者数が異なります。そのため、散布図中にn値(回答者数)は記載しておりません。</p> <p>御指摘を踏まえ、P110の表中に算出方法の説明を追加しました。</p> <p>満足度は各項目を5段階で評価しています。各回答を「満足」+2点、</p>

番号	該当頁	御意見	市の考え方
		<p>・アンケート回答者数が少ないと、結果の信頼性に影響する。統計としての標準誤差を考えると、回答者数は少なくとも400程度がほしい</p>	<p>「やや満足」＋1点、「やや不満」－1点、「不満」－2点、「わからない」0点で点数化し、その平均点を算出しています。</p> <p>重要度は満足度と同様の項目から重要な事項を3つまで回答していただいています。各項目の回答数を居住地域の回答数で割って、割合を算出しています。</p> <p>地域ごとに400の標本が必要であるという御提言に関しましては、貴重な御意見として今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
27	P111	<p>③アンケート結果（満足度・重要度）</p> <p>【満足度からみた特徴】【重要度からみた特徴】を別々に記述するのではなく、【重要度・満足度からみた改善すべき施策】として、【重要度からみた特徴】に記述されているような内容で取りまとめるべきである。もちろん、他地域についても同様にすべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、文章を修正します。</p>
28	P121	<p>(2) 西岩国地域</p> <p>①土地利用・市街地整備</p> <p>城下町の歴史・文化的な資源保存や地区住民に配慮された立派な対策となっておりますが、一方観光客が楽しんで錦帯橋に滞在して頂くため、多くの観光客にも対応できる飲食やお土産物が買える観光機能整備が必要と考えます。</p>	<p>錦帯橋周辺の飲食店等の環境整備については、観光振興を図るうえで重要な課題として認識しており、現在、各種補助制度を創設し、民間活力によるにぎわいの創出を図っております。貴重な御意見ありがとうございました。</p>
29	P112	<p>◆地域づくりの方針 ①土地利用・市街地整備</p> <p>・P36の高校生アンケートによると、「生活する上で困っていること」は、「市内に魅力的な店舗や賑わい（娯楽）の場所がない」や「市内に買物できる場所がない」ということであり、P37の「⑤20年後どのようなまちになって欲しいか」では、高校生は「岩国駅周辺に様々な施設が集まっている便利でにぎやかなまち」と回答している。つまり、若者は、中心市街地の賑わいや活性化を求めているのである。</p> <p>・「・岩国駅を中心とする中心市街地は、『第3期岩国市中心市街地活性化基本計画』に掲げる事業の推進により、まちなかの魅力の向上と恒常的なにぎわいの創出を図り、中心市街地の活性化を実現します。」とあるが、市は、中心市街地の活性化を「第3期岩国市中心市街地活性化基本計画」に掲げる事業でできると考えているのか。</p> <p>・中心市街地の活性化は、商工振興課の施策だけで解決できないことは市役所内部でも分かっていると思うが、縦割り行政を打破できない現在の行政システムでは、目指す状態を実現することはできない。</p>	<p>御指摘のとおり、魅力的でにぎわいにあふれた中心市街地を目指すためには、各施策や事業が全体の中でどのような位置付けと役割を持つかを明確にし、庁内各課のみならず民間事業者などの多様な主体と連携して、総合性を発揮できるように取り組んでいく必要があると考えています。</p> <p>この観点から、令和7年に策定した「第3期岩国市中心市街地活性化基本計画」では、庁内の関連計画や、株式会社街づくり岩国による街の将来像を描いた「岩国駅周辺地区ランドデザイン」と内容の整合性を図り、本市の全庁的な事業を網羅するだけでなく、商店街や民間事業者等の多様な主体による中心市街地活性化に資する取組も整理しています。この計画に沿って、多様な主体の参画・協働によるまちなかの魅力向上やにぎわいの創出を図っています。</p> <p>さらに、まちなかに多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」空間を形成することでにぎわいの創出を図るために、「岩国駅周辺地区ランドデザイン」が目指す主要な軸の一つである、にぎわいを増幅させる「プレイスメイキングの推進」の一環として、令和2年に創設された「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」制度の導入に向けた調査・検討を、株式会社街づくり岩国、商店街関係者、店舗経営者等地元有志と連携</p>

番号	該当頁	御意見	市の考え方
		<p>・実効力のあるまちづくりを行うには、これまでばらばらに行われてきた政策や計画を明確な目標、ここでは中心市街地の活性化という目標の下に結集させ、市が主体となって総合性を発揮するようにしなければならない。そのため、個々の施策や事業にも、全体の中での位置づけ、役割と意味を与えなければならない。</p> <p>・「岩国市中心市街地活性化基本計画」の所管課は、商店街の振興、商業・サービス業の振興等を業務とする商工振興課である。それに少なくとも、都市計画課（都市再生整備計画、岩国市立地適正化計画、まちなかウォークブル推進事業）、都市拠点整備課（岩国駅前再開発事業）、景観整備課（景観計画、歴史的風致維持向上計画、岩国市屋外広告物条例）、公園施設課（都市公園整備、駐車場・自転車等駐車場事業）などの参画、共管が必要である。</p> <p>・また、ハードの整備とともに、ソフトの展開も必要である。芸術・文化の振興を所管する文化振興課がパブリックアート、ミューラル（壁画アート）やまちなかアートフェス推進すること、スポーツ振興課がまちなかをフィールドとするアーバンスポーツ（スケートボード、パークールなど）や狭い空間でもできるバスケットの3 on 3を振興すること、そしてそれらのスポーツを含む、まちなかスポーツフェスなどを開催するなど、市民の活動を支援することが求められる。</p> <p>・来年度施行される、景観整備課所管の屋外広告物条例の目的は、屋外広告物の掲出を規制することにより良好な景観の形成と風致の維持、そして公衆に対する危害の防止にある。一方で、屋外広告物は街の賑わいを演出する機能も有しており、その機能の発現には「広告物活用地区」を設置できる条項を追加し、一定の規制を緩和することにより屋外広告物を積極的に活用し、活力あるまちなみの形成や表情豊かなまちづくり等を図ることが必要である。</p> <p>・「重要文化的景観」に選定され、「中心市街地活性化基本計画」が認定されている市町村は、全国に11団体ある。そのうち、独自の屋外広告物条例を制定している市は、金沢市、福井市、及び岐阜市の3市のみである。これら3市の屋外広告物条例は、重要文化的景観エリアの規制を強化する一方で、中心市街地の活性化手段として「広告物活用地区」を指定できる条項を設け、まちづくりにメリハリをつけている。</p> <p>・これに加えて、地域の景観を地域自らが自律的に美しく整えることがで</p>	<p>して進めています。</p> <p>またご案内のとおり、「広告物活用地区」は、国土交通省の技術的助言である屋外広告物条例ガイドライン（昭和39年3月27日建設都総発第7号都市総務課長通達）に示されています。</p> <p>これは、繁華街等において、当該地区の魅力・活力を維持・向上させる広告物等について、知事・市長等の確認を受けることにより、許可を受けることなく、広告物の表示等が可能となる制度です。</p> <p>令和7年12月23日付けで公布した「岩国市屋外広告物等に関する条例（令和7年条例第39号）」では、岩国城下町地区以外の区域については県条例による基準等を引き継いでいますので、中心市街地における「広告物活用地区」の導入については、今後の検討対象とします。</p> <p>その他いただきました御提言につきましては、魅力的でにぎわいにあふれた中心市街地の実現に向けて、参考とさせていただきます。</p>

番号	該当頁	御意見	市の考え方
		<p>き、それによってまちづくりの財源を生み出し、地域価値や地域個性をさらに向上させようとするエリアマネジメント広告事業が実施できるように屋外広告物条例を改正することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画課は、未だ「まちなかウォークアブル推進都市」の施策に取り組もうとしていない。県内では、下関市、宇部市、山口市、防府市、長門市、周南市が取組を進めており、下関市は中心市街地地区においてコンパクトシティ支援型のウォークアブル推進事業の「都市再生整備計画」を策定し、整備を進めている。 ・岩国市役所には、国が新しい政策を打ち出しても、それを積極的に採り入れようとしなない風土がある。景観整備課が所管する「岩国市歴史的風致維持向上計画」の策定も、2017（29）年当時の国土交通省都市局審議官から「ここは歴まちできますね」と言われて、私とその計画策定を市に提案してから6年もかかっている。 ・2020（令和2）年2月に都市再生特別措置法が改正され、その一つに中心市街地の活性化に寄与する一体型滞在快適性等向上事業が創設された。それは、まちなかに多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」空間を官民一体で形成することが、まちの魅力向上に有効であると考えられたからである。 ・市が民間事業者と協働、連携を呼びかけ、中心市街地における都市再生整備計画の一体型滞在快適性等向上事業（通称：一体型ウォークアブル事業）に積極的に取り組むことを強く要請する。 	
30	P121 P122	<ul style="list-style-type: none"> ・「・城下町地区は、『岩国市景観計画』をはじめとする各種制度の活用により、歴史的なまちなみの保全を図る」という記述があるが、城下町地区が重要文化的景観エリアであることを考えると、この都市計画マスタープランにおいて無電柱化事業に触れていないことに疑問を感じる。 ・岩国一丁目地区周辺では、景観整備の一環として市道錦見43号線（大明小路）ほか無電柱化推進計画事業が進められているが、横山地区には現在無電柱化事業の計画はない。これは、次の122ページの「②道路・交通環境」に係る事項であるかもしれないが、横山重点地区の歴史散歩地区にも無電柱化事業が実施されるよう、「山口県無電柱化推進計画」の事業対象地区に選定されるよう、県に強く働きかけてもらいたい。 	御指摘を踏まえ、②道路・交通環境の方針に無電柱化事業の記載をします。

番号	該当頁	御意見	市の考え方
31	P122	<p>「・城下町地区は、住民や観光客が安心して快適に通行できる交通環境の整備を図るとともに、地区全体の道路交通の円滑化、安全性及び景観保全の観点から、駐車場の再配置検討を踏まえ、整備を進めます」</p> <p>(上記について意見)</p> <p>錦帯橋は、岩国第一の観光資源であります。当地に着くと河川敷の駐車場に停めるといったイメージがあります。今後、錦帯橋の世界遺産登録やインバウンドによる観光バスや自家用車等の増加が予想されます。このためこれに対応できる大型の駐車場整備検討が必要と考えます。</p>	<p>錦帯橋周辺の観光駐車場については、今後、観光振興を図るうえで重要な課題と認識しており、現在、錦帯橋下河原駐車場の段階的な移転や縮小を図るため、錦帯橋周辺で整備を進めています。貴重な御意見ありがとうございました。</p>
32	P122	<p>「・新岩国駅は、駅前広場の改修により、バリアフリー化を行うなど、安全・安心な移動空間を創出するとともに、岩国駅や城下町地区とのアクセス性の向上を図ります」</p> <p>(上記について意見)</p> <p>旅行などで(広島駅出発が多い)新岩国駅利用の際、車を新岩国駅付近の駐車場に置かれております。最近駐車台数が増加し各駐車場が満杯になることがあります。つきましては新岩国駅前広場の改修を機に、当駅利用客の利便性確保のため、駐車場増設について検討する必要があると考えます。</p>	<p>新岩国駅の駅前広場につきましては、円滑な移動環境の創出や交通結節点の強化に向け改修を行っており、一般駐車場の配置の見直し等により、駅利用者の利便性向上に向けた整備を行っております。貴重な御意見ありがとうございました。</p>
33	P123	<p>③自然環境・都市環境</p> <p>・「・河川等の自然環境への負荷を軽減(中略)公共下水道等の整備を推進します。」とあるが、住民の公共下水道の敷設に対するニーズの確認のもとに整備を検討すべきである。</p>	<p>下水道は、都市計画法に定める都市施設として、道路、公園等と同じ、市民生活及び都市機能に欠かせない基本的なインフラであり、都市基盤の根幹を成す施設です。</p> <p>都市施設は、土地利用、交通等の現況及び将来の見通しを勘案して必要な施設を適切な位置及び規模で配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するよう定めることとしています。</p> <p>現時点で公共下水道に対するニーズが高くない場合でも、公共水域の水質汚濁や地域内の衛生環境悪化のリスクが考えられる場合は、長期的な公衆衛生と環境保全、健全な都市化の観点等から、岩国市都市計画に定める下水道区域は、整備を推進していく必要があります。</p> <p>今後も社会情勢の変化に応じて、汚水処理の上位計画である岩国市汚水処理施設整備構想の必要な見直しを行い、時代に即した整備方針を定めてまいります。</p>
34	P138	<p>(4) 南部地域 ◆地域づくりの方針 ①土地利用・市街地整備</p> <p>「・藤生地区から通津地区にかけての漁港や周辺の集落では、漁港施設や集</p>	

番号	該当頁	御意見	市の考え方
		<p>落環境の維持・増進を図りつつ、海や港を活かした地域間の交流の促進等により、雇用の場の創出や地産地消の増進等による地域の活性化を目指します」</p> <p>(上記について意見)</p> <p>南部地域の藤生・黒磯地区は医療センターの移転後、商業施設や憩いの場がなく活気が失われています。幸い旧医療センター跡地に「いこいと学びの交流テラス」が開設されます。つきましては、これを機に当地域活性化のため、地産地消を促す「朝市(仮称)」の設置計画が必要と考えます。</p> <p>なお、田布施町において、地産地消を促す朝市の好例があります。</p>	<p>いただいた御意見は、地域活性化のための貴重な御意見として、担当部署に情報提供を行い、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
35	P142 P146	<p>(5) 由宇地域 ◆由宇地域の地域づくりの目標</p> <p>自然の海や港を活かした市内外の交流の創出</p> <p>「美しい瀬戸内海を活かした海水浴や釣り等の自然体験型のレクリエーションの充実を図ることで、自然とのふれあいや市内外の人々の交流を創出するとともに、雇用の場の創出や地産地消の推進による地域の活性化を目指します」</p> <p>◆地域づくりの方針 ①土地利用・市街地整備</p> <p>「瀬戸内海沿いの潮風公園みなとオアシスゆうや由宇港周辺の釣り場、広島東洋カープ由宇練習場などの観光・レクリエーション施設を活かして、地域の活性化を図ります」</p> <p>(上記について意見)</p> <p>南部地域の藤生から由宇地域にかけて 188 号に沿う美しい海岸線と瀬戸内海の景色が望める観光資源があります。岩国に來訪いただいた観光客に岩国観光の醍醐味を味わっていただくため潮風公園のある由宇地区に岩国の物産を販売する「観光物産店」を設け観光バス等を誘導したいと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、地域活性化のための貴重な御意見として、担当部署に情報提供を行い、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
36	P160	<p>第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて 1. 都市計画等の制度の活用による取組 ③都市施設の指定又は見直し</p> <p>・「都市計画マスタープランの方針に従い、必要な都市施設の計画又は決定を行うとともに、既存の施設の有効利用を図っていきます。」という取り組み方は適切ではない。</p> <p>・「都市計画マスタープランの方針に従い、既存の施設の有効利用を図っていきますが、新たに必要な都市施設が求められる場合には、その計画又は決定を行います。」と修正すべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、文章を修正します。</p>

番号	該当頁	御意見	市の考え方
37	P162	<p>2. 地区まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地区の良好な居住環境を守るため、地区住民等が話し合っ地区の将来ビジョンや建築物の用途、建て方等に関するルールを決め、都市計画提案制度を活用してこれを地区計画として定めること」とあるが、このような活動は一般住民には困難である。したがって、市が都市計画のコンサルタント、あるいは地域おこし協力隊員などの専門家の指導を受けられるような制度を導入すべきである。 ・「また、多くの住民等が地区の将来ビジョンを共有し、これに向けた合意形成を図っていくためには、地区住民等からなる組織（活動団体）を中心とした活動が求められます。」とあるが、「多くの住民等」の「多くの」は要らない。また、「これに向けた合意形成を」ではなく、「それに向けた施策や事業の合意形成」とするか、単に「その実現化」とすべきではないか。ここでいう「合意形成」とは何か。「将来ビジョン」ではなく、「施策や事業」ではないか。 	<p>いただいた御意見につきましては、貴重な御提案と受け止め、今後の住民参画のまちづくりの参考とさせていただきます。</p> <p>御指摘を踏まえ、文章を修正します。</p>
38	P164	<p>4. 都市計画マスタープランの管理と継続的な改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の下線部分の加筆が必要である。 ・「また、都市計画マスタープランは、長期的な方針であることから、法制度の改正、<u>都市基盤技術の革新</u>、人口・産業動向等による社会経済情勢の変化及び市民の意向等を踏まえ」 	<p>御指摘を踏まえ、文章を修正します。</p>
39	P164	<p>5. 都市づくりにおける「協働のまちづくり」の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「パブリックコメントに対する市民提言」という表現には、違和感がある。この案件は、市のホームページにおいて「岩国市都市計画マスタープラン改定版（案）に対するパブリックコメント（市民提言）の募集及び住民説明会の実施について」においては、「パブリックコメント」を「市民提言」として使っているので、「岩国市都市計画マスタープラン改定版（案）に対するパブリックコメントに対する市民提言」ということになる。そこで、ここは、「パブリックコメント募集における市民提言」とした方がよい。 	<p>御指摘を踏まえ、文章を修正します。</p>
40	P164	<p>②まちづくりに関する活動団体・NPOの役割</p> <p>「都市づくり」⇒「まちづくり」（根拠）「これらの団体が中心となり市民意見の集約や継続的な活動」</p>	<p>御指摘を踏まえ、文章を修正します。</p> <p>なお、本計画における都市づくり・まちづくりの定義は以下のとおりです。</p> <p>〔都市づくり・まちづくりの定義〕</p> <p>都市づくり…岩国市として今後の将来を見据え、都市計画法などに基づき、都市全体の計画や政策を踏まえ、自治体主導のもと主にインフラ整備等の都市機能の整備により、都市全体の健全</p>

番号	該当頁	御意見	市の考え方
			<p>な発展を目指すものになります。 まちづくり・・・都市全体の目指す方向性から、主に地域住民や関係団体などの意見を反映させながら、地域ごとの魅力向上や生活環境の改善に取り組むことになります。</p>
41	—	<p>岩国市マスタープランに欠如している事項について 行政及び防災対策に重大な事項としてライフライン相当する情報通信の整備がありません</p> <p>日常生活ではスマホの活用は元より文書関係ではPCの活用が望まれる また災害時には災害に強いWi-Fiによる連絡網の設置が必須となる 現在の市の対応は各種申請（PC）個別情報（スマホ）と逐次進んではいりものの 通信では岩国FREEWi-Fi等だけで他は全て個人負担になっております</p> <p>現在至急に望まれる事項として地域と市の通信連絡網の一環として 自治会集会所、他市設備等の地域拠点と中央を結ぶ通信環境が必須と思われる 尚現在自治体に於いてもPCやプリンターなどの機器を使用しておりますが 維持管理（毎週行われるシステムのバージョンアップ等）などでは 全て個人の通信環境に依存しておりこれらの問題解消の為に拠点にWi-Fi環境の設置をお願いいたします</p> <p>行政におけるアナログとデジタル問題 個人はアナログが主体でありながら集団ではデジタル化が進んでおります 個人のデジタル化も逐次進むも習得個人差は永遠の問題で思うにまかせません この問題を維持して生活を続ける為に地域にアナログとデジタルの変換場所としての役割を 集会所や自治会に委ねるのが望ましいと思います</p>	<p>災害時における情報伝達については、本計画 P99 に記載しておりますが、災害に強い情報通信網の整備については、防災部局に情報提供を行い、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
42	—	<p>南海トラフ等大地震を想定した以下の長期目標が必要と考えます。 1. 主要道路に隣接した家屋倒壊は避けられないと想定して主要道路の交通が遮断されないよう、難しいですが道路と家屋の距離をとる等の対策が必</p>	<p>御指摘の内容は、本市の防災面における課題として認識しており、本計画の第4章地域別構想の②道路・交通環境の方針として、「家屋が密集する地区においては、せまいみち改善事業等を活用し、生活道路の拡幅による</p>

番号	該当頁	御意見	市の考え方
		要。	居住環境の改善や地域の防災機能の強化を図ります。」と記載しており、引き続き道路環境の改善に努めてまいります。
43	—	2. 私のいる地区では人口 500 人程度に対して避難所のキャパが数家族程度のため、大規模被災が生じた場合は殆どの方が自宅に留まることとなります。その場合、避難所に非難した場合と同等の対応システムの構築。対応要員や給食設備等が必要になるため、複数の他県自治体と広域互助協定を結ぶ。	<p>本市においては、災害対策基本法に基づき、自宅が被災するなどして自宅に戻れなくなった方が、中・長期的に避難生活を送る避難所として、総合体育館や周東体育センター等 12 施設を指定していますが、大規模災害が発生し避難所が不足する場合には、それらに加え小・中学校等も避難所として開設することも考えており、災害用備蓄品として、非常食や飲料水、間仕切りなどとして使用するテント、簡易ベッドや毛布、炊き出し用品などを整備しています。</p> <p>また、岩国市地域防災計画において、災害時に積極的な協力が得られるよう、他市や各種団体等との災害時相互応援協定等の締結を推進するものとしており、現在 86 の協定を締結しております。</p> <p>いただいた御意見につきましては、貴重な御提案と受け止めており、今後の防災対策の参考とさせていただきます。</p>
44	—	3. マイナ保険証制度を活用して避難者のマイナカードを読み取ることで、常用している薬が自動的に判明・把握出来るシステムの構築。但しこれは全国的な対応が必要なので国・県に働きかける。	いただいた御意見は、担当部署に情報提供を行い、今後の取組の参考とさせていただきます。